

社会福祉法人潮音会役員報酬規程

（総則）

第1 条社会福祉法人潮音会（以下「法人」という。）の役員に対する報酬及び手当の支給については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第2 条この規程において、報酬を支給する役員は常勤の理事とする。

（報酬）

第3 条役員の報酬については、その勤務実態に即して報酬を支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事会において決定する。

（報酬の支給日）

第4 条役員の報酬の支給日は、毎月21 日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

（報酬の支払）

第5 条役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

附則

この規程は、平成15 年4 月1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。